

平成29年度 消費・安全対策交付金事後評価結果

(別紙)

目的	目標	目標値の考え方(事業の目的)	評価結果					
			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
平成29年度 消費・安全対策交付金のうち食料安全保障確立対策推進交付金								
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	有害化学物質等のリスク低減化技術の検証に必要なデータを整備するため、産地において検証を実施する有害要因、品目、低減化技術及び生産条件等の組み合わせによる類型の合計数を目標値として定める。	—	—	A	A	—	—
	1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及促進	農作物中のカドミウム濃度の低減を実現するため、地域におけるカドミウム濃度の低減に向けて策定する戦略への反映を検討するリスク管理措置の取組数について目標値を定める。	—	—	—	—	—	A
		水田におけるカドミウムのリスク管理を推進していく中で、現地適応性の高い技術として導入・普及するため、植物浄化技術の実施面積について目標値を定める。	—	—	—	—	—	—
		水田におけるカドミウムのリスク管理を推進していく中で、現地適応性の高い技術として導入・普及するため、カドミウム低吸収性イネの作付の実施面積について目標値を定める。	—	—	A	—	A	A
		2 農薬の適正使用等の総合的な推進	適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定める。	A	A	A	A	A
	3 畜産物の安全の確保	畜産物の安全性を確保するため、飼料の製造・販売・使用等における不適正な事例の発生割合の減少率(前年度に不適正事例がない場合は、立入検査等の実施率)を目標値として定める。	A	A	C	—	A	A
4 水産物の安全の確保	産地段階での貝毒及びノロウイルスに係るリスク管理を的確に実施するため、貝毒発生監視調査及びノロウイルス監視調査の総実施数を目標値として定める。	A	A	A	A	—	—	
II 食事故対応等のためのトレーサビリティの普及	1 食品トレーサビリティの取組の普及	食品トレーサビリティの取組を実施している主業農家を拡大するため、食品トレーサビリティの取組の割合について目標値を定める。	—	—	—	—	—	—
III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	1 家畜衛生の推進	地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率と検査件数の増加率による充実度を目標値として定める。	A	A	A	A	A	A
	2 養殖衛生管理体制の整備	養殖水産物の生産・供給体制の確立及び養殖衛生管理体制の整備のため、養殖衛生管理指導を実施した養殖等経営体数の割合を目標値として定める。	A	A	A	A	A	A
	3 病害虫の防除の推進	農薬だけに依存しない総合的病害虫・雑草管理技術(IPM)を確立・普及するため、IPM実践指標値の現状値からの向上率を目標値に定める。	A	—	—	—	—	—
		農薬環境リスクを低減した病害虫防除技術を確立し病害虫防除を推進するため、農薬の使用回数又は使用量の減少率及び防除経費の減少率について目標値を定める。	A	A	A	A	A	A
	4 重要病害虫の特別防除等	植物防疫法で定める重要病害虫の国内への侵入・まん延防止等を図るため、対象重要病害虫の侵入調査回数について目標値を定める。	A	A	A	A	A	A
4 重要病害虫の特別防除等(特別交付型)	植物防疫法で定める重要病害虫の国内での発生又はまん延のおそれが生じた際、都道府県知事等からその対策に必要な交付金の申請があり農政局長が必要と認めた場合に交付対象となり、対象病害虫のまん延防止を目標値と定める。	A	A	—	A	A	A	
県別総合評価			A	A	A	A	A	A

(注) A:達成度 80%以上 B:達成度 50%以上80%未満 C:達成度 50%未満